

櫻井木材株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日までの 5 年間
2. 内容

目標 1：年次有給休暇の利用促進をする。

<対策>

- 平成 30 年 10 月～ 全社員の有給休暇消化状況を検証
- 平成 30 年 12 月～ 有給休暇利用促進に向けた対策を検討、実施

目標 2：子供の学校行事（入学式、授業参観など）に年次有給休暇を取得して積極的に参加できる環境をつくる。

<対策>

- 平成 30 年 10 月～ 管理職を対象とした意識調査
- 平成 30 年 12 月～ 予定を把握し有給休暇の利用を促進
- 平成 32 年 4 月～ 有給休暇取得実績を検証し、継続して休暇取得を促進

目標 3：育児・介護休業法に基づく育児休業や労働時間短縮での勤務などの制度、雇用保険法に基づく育児休業給付など育児・介護等の子育て支援に関する諸制度について周知を図る

<対策>

- 平成 30 年 10 月～ 法に基づく諸制度の確認
- 平成 31 年 4 月～ 制度に関して社内メール・掲示などで周知をはかる